

令和7年第2回

瑞浪市議会定例会議案

(追加)

令和7年6月12日

目 次

議第 4 8 号	瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 4 9 号	瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3

議第 4 8 号

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 5 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

「

投票所の投票管理者	一の選挙につき	12,800円
期日前投票所の投票管理者	1日につき	11,300円
開票管理者及び選挙長	一の選挙につき	10,800円
投票所の投票立会人	一の選挙につき	10,900円
期日前投票所の投票立会人	1日につき	9,600円
開票立会人及び選挙立会人	一の選挙につき	8,900円

別表中

を

」

「

投票所の投票管理者	一の選挙につき	14,500円
期日前投票所の投票管理者	1日につき	12,800円
開票管理者及び選挙長	一の選挙につき	12,200円
投票所の投票立会人	一の選挙につき	12,400円
期日前投票所の投票立会人	1日につき	10,900円
開票立会人及び選挙立会人	一の選挙につき	10,100円

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 9 号

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 9 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 5 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 6 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の前日にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

